

石川県七尾市・羽咋郡志賀町で労働保険料等の申告・納付期限の延長が終了します

令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心から御見舞いを申し上げます。

これまで、令和6年能登半島地震を受けて、労働保険料・一般拠出金の申告・納付期限を延長しておりましたが、このたび、七尾市・羽咋郡志賀町について納期限の延長を終了し、延長後の期日を令和7年1月31日（金）といたしましたので、お知らせします。

七尾市・羽咋郡志賀町の事業主又は労働保険事務組合の皆様には、この期日までに、年度更新等の手続（※）を行っていただきますようお願いいたします。

※ 以下の手続が完了していない場合は期限内に手続をお願いいたします（延長措置にかかわらず既に完了されているものについては、改めてお手続きいただく必要はございません）。

- ① 令和5年度概算労働保険料（第3期納付がある場合に限る。）の納付
- ② 令和5年度概算労働保険料（第4期納付がある場合に限る。）の納付
- ③ 令和6年度概算労働保険料、令和5年度確定労働保険料・一般拠出金の申告・納付
- ④ 令和6年度概算労働保険料、令和5年度確定労働保険料・一般拠出金の納付

*④はすでに労働保険料申告はお済みの方で、これから労働保険料の納付をされる方が該当します。

*令和6年度概算労働保険料については、納付を分割することができません。

なお、納付が難しい場合は、個別に納付の猶予を受けることができる制度もありますので、上記期日までに都道府県労働局又は労働基準監督署までご相談ください。

[対象地域]

石川県のうち、七尾市及び羽咋郡志賀町

[申告・納付期限]

令和7年1月31日（金）

※ 石川県輪島市、珠洲市及び鳳珠郡穴水町・能登町は、引き続き申告・納付期限が延長されています。

労働保険料等の申告・納付期限のご質問等がございましたら、都道府県労働局（石川労働局 労働保険徴収室 076-265-4422）又は労働基準監督署にお問い合わせください。